ピッチプリル	PITCH PRILL	一　可燃性物質類（等級4.1）として隔離すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　加熱されるタンクに隣接する船倉に積載しないこと。 四　荷役作業中は居住区域への通風を行わないこと。 五　荷役作業に従事する者には、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具が供されていること。 六　船積み後は積載場所のハッチを密閉すること。 七　貨物の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 八　荷役作業者は必要最小限とし、貨物の危険性を認識させること。 九　航海中は、積載場所の結露を定期的に監視すること。 十　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 十一　陸揚げ後はハッチを閉鎖し、洗浄により粉じんを除去すること。 十二　陸揚げ後は甲板を清掃し、こぼれた貨物を除去すること。
焼成硫化鉄鉱	PYRITES, CALCINED (Cacined Pyrites)	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。 四　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　ビルジウェルは、清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 七　積載場所に天井板を設置しないこと。やむを得ず天井板を設置する場合は、当該場所の内底板と天井板の間に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 八　船積み前に、積載場所の内底板を石灰で表面処理すること。 九　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 十　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
おがくず	SAWDUST	一　可燃性物質類（等級4.1）として隔離すること。 二　酸化性物質（液体）及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 九　船積み前に、船長は荷送人から、貨物が清浄で乾操した状態であり、かつ油分を含まないことを示す書面の提出を受けること。 十　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。
シリコマンガン（低炭素）（25%以上のシリコンを含有し、危険性を有するか又はガスを発生することが判明しているもの）	SILICO-MANGANESE (low carbon) (with known hazard profile or known to evolve gases) (with silicon content of 25% or more)	一　可燃性物質類（等級4.3）として隔離すること。 二　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において船積みをしないこと。 六　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　船長は荷送人から、貨物が覆いのある場所で３日以上外気に通じた状態で保管したものであることを示す書面の提出を受けること。 九　甲板及び積載場所における喫煙を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 十　電気機器及び電線は良好な状態であり、短絡の防止及びスパークからの保護のための措置がとられていること。 十一　積載場所の電線及び導管の貫通部を当該場所で発生するガスが通過しないように密閉すること。 十二　閉鎖区画への立入りは、当該区画の空気中の酸素及び毒性ガスの濃度の計測により危険がないことを確認しない限り、禁止すること。 十三　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを機械通風装置を用いて通風すること。 十四　積載場所の空気中の酸素及び貨物が発生する可燃性ガスの濃度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十五　前号の機器は、空気中に酸素がない状態でも使用できる防爆型のものであること。
タンケージ	TANKAGE	一　可燃性物質類（等級4.2）として隔離すること。 二　食品と同一の船倉又は一区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは清浄かつ乾燥した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。